

第35回企画専門調査会(平成22年9月28日)資料
 「(平成22年度)食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補について」抜粋

物質名(危害要因)	主要な物質(危害要因)に関する概要	国内外における状況等
トリプトファン	<p>トリプトファンは必須アミノ酸で、種々の食品に含まれるがその含有量は低い。サプリメントとしてトリプトファン製剤を摂取して、好酸球増多筋痛症候群という健康障害を引き起こした事例がある。</p> <p>〈国内〉 輸入品を含めたサプリメント。</p> <p>〈国外〉 米国食品医薬品局 (FDA) : 1989年トリプトファンを主成分とする全製品の回収を緊急的に指示。1993年、FDAはいくつもの複合要因が関係していたと発表。</p>	<p>〈国内〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品安全委員会による評価状況：なし ・厚生労働省：指定添加物に指定。 <p>〈国外〉</p> <p>特段の情報はない。</p>